

【共通施策】

(1) 環境保全の総合的取組みの推進

現状と課題

- ◆ 環境汚染の未然防止のため、一定規模以上の開発事業を対象に、「環境影響評価法」及び「三重県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価手続を行っています。また、具体的な工場立地に当たっては、市町村長の申請に基づき、学識経験者からなる「三重県公害事前審査会」において、事業計画が環境に及ぼす影響の程度や環境保全対策の妥当性を審査し、その結果を市町村長へ通知しています。
- ◆ これまでの環境影響評価制度は、事業実施段階を対象としていましたが、計画や施策策定の段階などより早い段階から環境配慮を行うため、大規模な開発に係る基本構想や累積的、複合的な環境影響が予想される開発構想を対象とした「戦略的環境アセスメント（SEA）」の制度化に向けた検討に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 四日市地域の公害を防止するため、昭和45年度から四日市地域公害防止計画に基づく諸施策を進めており、現在は第7期計画（平成13～17年度）に取り組んでいます。
また、公害健康被害者に対しては、補償給付やリハビリテーションなどの保健福祉事業等を行っており、今後も公害健康被害者の療養指導などに努めていく必要があります。
- ◆ 公害苦情や公害紛争の円滑で敏捷な対応を図るため、三重県公害審査会によるあっせん、調停などのほか、各県民局生活環境森林部が中心となり苦情対応や早期解決に努めています。今後も公害苦情の迅速かつ適切な処理に向け、処理体制の一層の充実が必要です。

主要施策

ア 基盤的施策の推進

四日市地域（四日市市、楠町、川越町）における環境基準等の達成維持を図るために「四日市地域公害防止計画」に基づく各種の施策や事業を計画的に進めます。

また、今日の環境問題を解決するための有効な手法の一つである経済的措置については、既に産業廃棄物税制度を導入しましたが、これ以外の分野での経済的措置の有効性等についても調査研究を行います。

環境関係の諸法令に基づく規制等の権限を有していない市町村長等が、その区域の実態に即したきめ細かい対応を行うことができるよう、「三重県環境基本条例」に基づき、市町村長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

イ 環境汚染等の未然防止

環境に著しい影響を及ぼすある大規模な開発事業等の実施に対しては、「環境影響評価法」及び「三重県環境影響評価条例」に基づき、事業者による事前の環境配慮と、その後の環境調査結果の事業への反映など、適切な環境配慮が行われるようにします。

また、開発事業の基本構想段階などに対する戦略的環境アセスメントや、開発に伴う環境への影響を極力減少させるためのミティゲーション手法の検討など、環境影響評価制度等の充実を進めます。

工場や事業場の新增設に伴う公害を未然に防止するため、「三重県公害事前審査会条例」に基づき、公害防止の技術的事項を審査し、市町村の工場等の誘致や環境保全協定の締結時における活用を促進します。

ウ 公害健康被害の救済・予防

環境に係る健康被害発生の未然防止に万全を期すとともに、既に認定されている公害健康被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえ、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく補償給付や公害保健福祉事業等の措置を講じます。

エ 公害紛争への対応

公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停等や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度の活用を促進し、その迅速かつ適正な解決を図ります。

また、公害等に係る苦情については、公害苦情相談員により、県民からの苦情相談にあたるとともに、市町村等と協力してその適切な処理を行います。

(2) 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

現状と課題

- ◆ 環境施策を総合的、体系的に進めるためには、地域における様々な環境情報を一元的に管理し、総合的な解析を行うことが求められています。また、住民や事業者など広範な主体の環境保全活動への参加と協働を促進するためには、環境問題の現状等に関する情報を的確に提供する必要があります。
- ◆ 県では、三重県環境学習情報センター内に環境情報総合システムを整備し、環境監視、試験研究支援、環境教育・環境学習などに関する情報を蓄積、管理し、行政運営に活用しています。また、インターネットのホームページ「三重の環境」を通じて、県民や関係行政機関に情報発信しています。
- ◆ ホームページ「三重の環境」のアクセス数は、平成14年度858万ページビューと多くの人に利用されており、今後も、種々の環境情報を迅速かつ利用しやすい形で提供できるよう努めていく必要があります。

主要施策

ア 監視・観測等の体制の整備

環境の状況を的確に把握し、環境保全の施策を適正に実施するため、環境汚染の常時監視を実施するとともに、その体制の整備と充実に努めます。特に、安全で安心な環境を確保するため、大気、水、土壤中のダイオキシン類など有害化学物質に対する調査等の充実を図ります。

また、光化学オキシダントや窒素酸化物の濃度等の情報については、迅速に県民に提供します。

イ 環境情報の整備・提供

環境情報総合システムを活用し、環境の監視や試験研究、環境教育・環境学習に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、インターネットを通じて、本県の環境情報を発信していきます。

また、各種の森林情報や自然環境情報等を地理情報システム（GIS）で管理し、解析する「森林GIS」の充実に努めるとともに、廃棄物の不法投棄監視など、より広範な分野での活用を進めます。

（3）環境保全に関する調査研究等の推進

現状と課題

- ◆ 環境保全施策を的確に行っていくためには、地域環境の状況把握や評価、環境汚染等の機構解明など、幅広い分野の調査研究や技術開発、監視や調査などを継続して行うことが必要です。また、中小企業などの県内の事業者が環境への負荷の少ない健全な経済活動を進めるためには、県が環境保全に関する技術の開発と改善を行い、その成果の普及を図る必要があります。
- ◆ 県では、平成13年度に、県の試験研究機関を科学技術振興センターとして再編、統合し、各試験研究機関の個別取組のみでなく、業界分野や先端分野の共同研究を進めるとともに、産学官の共同研究などに取り組んでいます。
- ◆ 地域環境に関する調査や環境保全技術等の研究は、速効的な成果が出にくい面があるものの、計画的かつ効率的な計画のもとで、関係機関との連携を図りつつ推進していく必要があります。

主要施策

ア 環境汚染の防止・自然環境の保全等に関する調査研究

大気汚染、水質汚濁等の環境汚染の防止や生物の多様性の確保等の自然環境の保全に関する試験研究の充実を進めます。また、国や民間の研究機関、大学等との共同研究や情報交換等を進め、環境保全に係る調査研究の一層の成果の向上を図ります。

さらに、化学物質対策や廃棄物問題など、近年、特に対応が求められている新たな調査研究分野の充実を図るとともに、技術開発等の成果の県内事業者などへの普及を進めます。

イ 地球的規模の環境保全に関する調査研究

酸性雨等の地球環境問題の原因物質の監視、調査を行うとともに、その発生抑制手法等についての調査研究を進めます。また、これらの成果は地球環境保全に関する国際協力などに活用します。